

第414回神奈川地方最低賃金審議会
議事録

- 1 日時 令和3年7月30日(金)午後1時30分から午後2時35分まで
- 2 場所 万国橋会議センター 405号室
- 3 出席者
公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、千葉景子、盛誠吾

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、林典子、山川眞一

使用者代表委員 大竹准一、上谷公志郎、栗原敏郎、清水智華子、山本弘
- 4 議事
 - (1) 最低賃金改正に係る関係労使意見について(陳述)
 - (2) 令和3年度地域別最低賃金改正の目安について(伝達)
 - (3) 神奈川県最低賃金専門部会の委員について
 - (4) 神奈川県特定最低賃金の改正、決定の必要性の有無について(諮問)
 - (5) その他

【事務局：監察監督官】

本日は、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

本審議会は公開することとされております。傍聴の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、お願いします。

まず、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の会議次第の次からが資料となっております。

よろしいでしょうか。

次に本日は、15名の委員のうち、15名の委員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

【事務局：監察監督官】

次に、審議会の開催に当たり、局長の川口からご挨拶申し上げます。

【局長】

労働局長の川口でございます。皆様大変お疲れ様でございます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、本日、やや天候不安定な中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本年度の神奈川県最低賃金の改定でございますけれども、前回7月2日の当審議会の場で諮問させていただいたところでございます。

その後7月16日に、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対しまして、令和3年度地域別最低賃金改定の目安について答申があったところでございます。

本日はその目安の内容につきまして、後ほど事務局から伝達・説明させていただきますけれども、既にいろいろ報道されているところでございますが、今年度の目安につきましては、AからDランクすべてにおきまして、「28円」の引上げという内容となっているところでございます。

この目安につきましては、現下の経済情勢、或いは労使双方のご意見を踏まえつつ、さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」いわゆる骨太の方針でございますけれども、及び「成長戦略実行計

画・成長戦略フォローアップ」に配意した上で、公益委員見解として示されたと、そういうものでございます。

委員の皆様方におかれましては、この公益委員の見解を参酌いただきつつ、本年度における神奈川県最低賃金額につきまして、ご審議いただきたいと思っております。

なお、7月26日に特定最低賃金の改正・決定の申出がございましたので、本日はその必要性についても、後ほど諮問させていただきたいと思っております、併せて申し上げます。

最後になりますけれども、私ども事務局といたしまして、円滑な審議がなされますように万全を期してまいりたいと思っております。

皆様方におかれましては、何とぞご協力の程よろしくお願いいたします。

以上、私の挨拶とさせていただきます。

【事務局：監察監督官】

では、この後の進行につきましては、盛会長にお願いいたします。

【会 長】

最初に、議事録の確認をしていただく方を指名させていただきたいと思えます。議事録の確認は、

私と、

労働者側は 林克己委員

使用者側は 上谷委員

よろしく申し上げます。

次に、関係労使の意見聴取に関し、関係労使の申出状況等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

前回の審議結果を受け、最低賃金法第25条第5項に基づき、7月20日までの期間を定め、意見聴取に関する公示を行いました。その結果、資料1にございますように、3件の意見書の提出がありました。

このうち、この場での意見申述を希望するユーコープ労働組合、全国一般労働組合全国協議会神奈川の2名の方がおみえです。意見表明

時間については、前回決定のとおりそれぞれ5分間とお伝えしております。

なお、各団体などからの要請書や意見書は、資料11にありますように、

神奈川県商工会議所連合会 様
神奈川県労働組合総連合 様
ユーコープ労働組合 様
神奈川県建設労働組合連合会 様
神奈川県医療労働組合連合会 様
全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部 様
神奈川県弁護士会 様

からそれぞれ提出がありました。

また、神奈川県労働組合総連合様から「神奈川地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、全国一律最賃制度の確立を求める」請願署名3653筆のご提出がありました。本会場の中央に置かせていただいておりますので、審議会終了後にご覧いただければと思います。以上です。

【会 長】

それではこれから申述人の意見聴取を開始したいと思います。委員の皆さんよろしいですね。

【各委員】 (異議なし)

【会 長】

事務局は順次、申述人の案内をお願いします。

〈事務局：ユーコープの陳述希望者安部氏を案内〉

【会 長】

それでは、これから意見聴取を行います。時間は5分とさせていただきます。ではよろしくをお願いします。

【ユーコープ労働組合 安部氏】

よろしくお願いします。

ユーコープ労働組合の安部と申します。

7月14日に、中央の最低賃金審議会の小委員会は、2021年度の最低賃金を全国平均で28円引き上げ、時給930円としました。引き上げ額は過去最大であり、目安どおりに上がれば最低額の秋田や高知などは792円から820円となります。コロナ禍の影響で「ほぼ据え置き」となった昨年の流れを断ち切って、低い水準にとどまっている地域の賃金を大きく引き上げて格差の解消につなげることが、社会の不安をぬぐうために不可欠と主張する労働者側と、休業要請などで経済活動が抑制された状況では業況の回復は遠いと受け止め、最低賃金の引き上げによる人件費の増加が、倒産や廃業の引き金になりかねないと訴える使用者側、両者の主張は真っ向から対立したと報道されました。

昨年度、神奈川地方最低賃金審議会は、新型コロナウイルス感染拡大の経済への影響を考慮して、神奈川県最低賃金は1円引き上げた1012円にとどまりました。1012円で月に150時間働いても15万円程度です。そこから、税金や社会保険料、水道光熱費を払うと残りは12万5千円と住居費や食費など最低限の支払いも厳しい状況となり、最低賃金法9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」は到底できません。

コロナ禍において医療や介護、福祉、流通など社会全体のライフラインを支える職種の重要性が改めて認識されましたが、これらの職種の中には最低賃金に近い時間給で就労する労働者も少なくありません。社会のライフラインを維持すること、そしてコロナ禍を克服して個人消費の回復による景気の好循環を作っていくためにも、最低賃金の大幅引き上げによる賃金の底上げを図ることは極めて重要だと考えます。

私たちはこの間、国に対する中小企業支援策の抜本的強化を求めてきました。コロナ禍の影響を受けている中小企業の経営は深刻ですが、中小企業の経営に関しては、国の支援策の拡充によって救済が図られるべきです。諸外国で採用されている社会保険料の事業主負担の減免措置など、最低賃金の引き上げは、中小企業の経営を圧迫するという中小企業が、安心して最低賃金の引き上げに対応できるよう支援策を講じるべきです。

最後に、コロナ禍にあっては非正規労働者の処遇改善が大きく求められています。パートやアルバイトなど時間給で働く低賃金労働者の生活改善は最低賃金の引き上げ以外にありません。「国民経済の健全な発展に寄与する」という最賃法に照らして、中央での目安額に「いくら上乗せするか」ととどまらず、「最低賃金とは」「生計費とは」をきちんと審議会の中で議論して、神奈川独自の調査審議を尽くしていただくことを強く要望いたします。

以上です。

【会 長】

ありがとうございました。ただ今のご意見について質問がありましたらお願いいたします。

【各委員】 〈質問なし〉

【会 長】

よろしいですか。

どうもありがとうございました。では、次の方を呼んでください。

〈ユーコープ労働組合の安部氏 傍聴席に着席〉

〈事務局：全国一般労働組合全国協議会神奈川の陳述希望者佐藤氏を案内〉

それでは、よろしく申し上げます。

【全国一般労働組合全国協議会神奈川佐藤氏】

全国一般労働組合全国協議会神奈川の佐藤です。

貴重な時間を割いていただきまして大変ありがとうございます。

全国一般神奈川としての意見陳述をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

中央最低賃金審議会はAからDランクで一律全国加重平均 902 円の3%、時給 28 円アップの答申をしました。6月に政府は経済活性化を図る為の経済財政諮問会議の「骨太の方針」を決定して、最賃のアップを打ち出しています。最賃審議会も「最賃アップの世論」に押されて、政府の意向に沿った目安を出してきました。しかし、

問題になっていた地域間格差 221 円は、そのままで格差をなくしていくものになってはいません。

以下にまとめます。

1 点目、最低生計費調査に根拠を置いた答申を求めます。

日本経済は労働人口の 4 割を派遣、有期雇用の非正規にして低賃金化を図り、その利益を吸い上げてきています。大企業の内部留保は 475 兆円と言われています。しかし、経済政策の視点から最低賃金を決定するのは誤りであると考えます。

最低賃金は、労働者が最低限の社会的生活を送るのに必要な額に基づいて決められるべきであると最低賃金法にあり、静岡県立大学中澤准教授のマーケットバスケット方式の調査によれば、全国どこでも時給 1500 円は必要という調査結果が出ています。最賃審議会は最低賃金法の主旨に則り、労働者が社会で生活していくのに最低限必要な賃金を答申すべきであると考えています。

2 点目、非正規労働者の生活実態に即した答申を求めます。

今回の中央の目安は、労働者の生活実態に即した検討が不十分ではなかったか、神奈川の最低賃金 1012 円で 1 か月 168 時間働くと給与は約 17 万です。そこから社会保険、税金 3 万円と引くと手取りは約 14 万円になります。最低の生活でも、月 13 万 5000 円は必要という試算もありますので、全然足りません。

そもそも、月 3 万円以上の奨学金の返済がある労働者は生活が成り立ちません。また、結婚費用として必要だとされる 200 万の貯金など夢です。2020 年に結婚したカップルは全国で 52 万組だそうです。2009 年当時の 70 万 8 千組から激減しています。さらに、子供の教育費、親の介護費用も必要になり、介護の為に仕事を辞めれば生活はますます厳しくなる現実が待っています。

最低賃金は、非正規の労働者の最低の基準になっており、非正規の多くが最低賃金に張り付いて働いていることを考えなければなりません。人件費を抑え利益を上げればよいという経済優先の考え方では社会は破綻してしまう。最低賃金審議会が労働者の生活を第一

に答申を出さなければ持続可能な社会は成立しなくなる局面であると考えます。

3点目、政府、行政は中小企業への支援策を具体的に示すことを求めます。

中小企業は、宿泊業、飲食業を始め、コロナ対策の支援金も遅れがちです。最賃アップの為の中小支援策は全く不明です。その上、自己責任の自然淘汰論がまかり通り厳しい環境に置かれています。すなわち、賃金を上げて消費の拡大を図り、さらに、中小企業の再編をも進めようとする大企業の経済的思惑に最低賃金制度を利用しているのではないかと考えています。

そのような策動を排し、答申を実現するには政府がそれを実行するための施策を行う必要があります。

答申を受けた後、最低賃金を決定するに当たり、労働局、厚生労働省はその答申を実現するのに必要な対処法、政策を打ち出す必要があります。その環境整備無しにただ最低賃金は守って下さいでは済まされません。政府、行政に対して厳しく要請していく必要があります。

神奈川労働局においては、ただ最低賃金の違反を取り締まるだけではなく、最低賃金を決定した責任において、コロナ対策と重複しますが、中小企業の最低賃金の賃上げ支援、元請に対する要請・指導、雇用の確保等の為の労働行政の遂行に邁進することを要請します。

また、全国一律の最低賃金の確立は1年では無理であり、中央最賃審議会に対して、数年かけた実施策を提案するように要請します。

以上、よろしく申し上げます。

【会 長】

ありがとうございました。ただ今のご意見について質問がありましたらお願いいたします。

【各委員】 〈質問なし〉

【会 長】

それでは、以上をもちまして、関係者の意見聴取は終わりということにします。

〈全国一般労働組合全国協議会神奈川の佐藤氏 傍聴席に着席〉

【会 長】

次の議題は、令和3年度地域別最低賃金額改正の目安についてです。事務局から資料説明も併せてお願いします。

【事務局：賃金室長】

先ほどの局長の挨拶にもありましたが、今月16日に開催された中央最低賃金審議会において答申がございました。

資料の3の(1)に答申文の写しがございますのでご覧ください。

本答申では、地域別最低賃金額改定の目安について、金額に関し意見の一致をみるに至らなかったとして、地方最低賃金審議会における審議に資するために、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するとされ、地方最低賃金審議会において、公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するとされています。

併せて、記の4として「中小企業・小規模事業者への生産性向上の支援や取引条件の改善等に取り組むことを政府に対し強く要望する」、記の5として「行政機関の発注時における特段の配慮を要望する」旨答申されております。

1枚おめくりいただき、別紙1に公益委員見解がございました。

最低賃金額改定の引上げ額の目安は、AランクからDランクまで、すべての都道府県で一律「28円」とされ、公益委員見解をまとめるに当たり、2の①から⑦まで列挙されています。いくつかご紹介いたしますと、

①において、賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅が縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること。

②において、名目GDPは、令和2年に落ち込んだものの、足元で一時期よりも回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種

が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること。

③において、企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む方針」であること。

⑦において、最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること等を総合的に勘案して検討を行ったとしています。

続きまして、別紙2の小委員会報告に、労働者側見解と使用者側見解が示されております。労働者側見解では、

今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとし、

最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ、格差を是認することと同義であり、セーフティネットとしての機能を果たし、法の目的を達成すべきであること

日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであること

エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引き上げを行うべきであるとしています。

一方、使用者側見解では、

休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示し、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち「通常の事

業の賃金支払能力」を最も重視して審議を進めるべきであり、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであること

最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないとし、今は「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきとしています。

答申の全体的なものは以上です。

次に、本日の資料についてですが、委員の皆様事前に送付させていただいておりますので、ここでは簡単に説明をさせていただきます。

資料4から6は目安に関する小委員会に提出された資料となります。はじめに資料5の(1)をご覧ください。

これは賃金改定状況調査結果になります。

本調査は、中央最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資すること、中小零細企業の事業所の労働者の賃金改定の状況等を把握することを目的としたもので、調査対象は常用労働者数が30人未満の企業規模に属する民間事業所となっておりまして、前年6月1日又は当年6月1日において雇用される労働者の賃金額となっています。

「調査の概要」にありますように、この調査は、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数と所定内賃金額を調査し、そこから賃金の上昇率を算出したものとなっています。

3ページが第1表となります。調査結果がランク別に示されておりまして、今年の1月から6月までに賃金の引き上げを実施した、または引き下げた、あるいは改定をしなかったという区分で産業別に事業所割合が示されています。

Aランクでは産業計で賃上げを実施した事業所の割合は34.2%、この表には載っておりませんが、昨年のAランクが39.2%でしたので、

5ポイントの減少。また、賃金の引き下げを実施した事業所は1.4%、昨年が1.5%でしたので、0.1ポイント減少となっています。

賃上げを実施した割合を業種別にみますと、Aランクでは、医療・福祉が46.5%と一番高く、一方、生活関連サービス業、娯楽業が16.6%と一番低くなっています。

次に4ページの第2表をご覧ください。

これは、賃金の平均賃金改定率となっておりまして、一番左が引き上げを実施した事業所の平均の賃金改定率になりますが、Aランクの産業計で3.1%、昨年が3.0%ですので微増したものの、引き下げ実施事業所の平均賃金改定率は、昨年が-15.1%に対し、今年は-18.6%と3.5ポイント引下げ率が上がっています。業種別で見ますと、宿泊業、飲食サービス業は-28.1%と一番の引下げ率となっています。

5ページの第3表は賃金引き上げ率の分布の特性値になりますが、Aランクは、産業計では、第1四分位数は1.0%であり、中位数では1.7%となっております。

続いて、第4表につきましては、後程説明いたしますので、先に8ページ以降、参考1から参考2の表をご覧ください。このうち9ページの参考2は、事由別賃金改定未実施事業所割合となっております。産業計のAランクを見ますと、事由3の「昨年は賃金改定を実施したが今年は凍結の予定」が14.9%となっております、昨年は23.3%でしたので8.4ポイント減少、事由4の「昨年は賃金改定を実施していないし、今年も実施しない予定」が66.7%となっております、昨年は49.3%でしたので、17.4ポイント増加しています。

戻りまして、6ページ目以降が第4表となりますが、集計誤りが判明したため、改めて、資料番号6の「賃金改定状況調査結果の訂正について」を中賃の目安に関する小委員会において配付しております、

資料番号6の最終ページの13ページをご覧ください。

賃金改定状況調査の集計誤りについての経緯が記されています。

誤りの原因については、図にお示したように、令和元年まで「その他のサービス業」として集計していた業種について、令和2年調査

から3つに区分し集計するよう変更した際に、サンプル労働者数を調査対象業種に所属する全労働者数、いわゆる母集団労働者数に復元するための集計プログラムを、×印でお示したように、一部の業種で別の業種の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ってしまったものです。

本件集計誤り等については、7月7日開催の第3回目安小委員会において、報告するとともに、資料を同日厚生労働省ホームページにも公開しております。

最低賃金の審議に関わる重要な調査統計における誤りについては、あってはならないことであり、深くお詫び申し上げます。

それでは、3ページの訂正後の第4表をご覧ください。

これは、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率の表となっております。①は男女別、5ページの②が、一般・パート別の表となっております。

初めに3ページの①の表をご覧ください。Aランクの男女計の産業計で賃金上昇率が0.5%となっております。昨年が1.5%ですので1ポイント下がっております。男女別にみますと、男性が0.8%で昨年と同じ、女性は0.4%と昨年より1.6ポイント下がっています。

産業別にみますと、Aランクでは、賃金上昇率が昨年より上がっているのは、製造業でプラス0.1ポイント、サービス業（他に分類されないもの）でプラス0.4ポイント、医療、福祉は昨年と同値で、それ以外の産業では賃金上昇率が昨年よりも下がっており、学術研究、専門・技術サービス業や宿泊業・飲食サービス業では賃金上昇率がマイナスとなっております。

4ページは改正前の①の表となっておりますので、次に5ページの②の表をご覧ください。Aランクでは一般労働者は0.7%と昨年より0.7ポイント下がっており、パート労働者は0.3%と昨年より1.3ポイント下がっています。

続きまして資料5の(2)に生活保護関連の資料がまとめられています。

最終ページの3ページを見ていただくと、神奈川は令和元年データに基づく乖離額は-171円、これに昨年度の引上げ額である1円を加えた最新の乖離額が-172円となっています。

次に資料5の(3)は地域別最低賃金額、未満率及び影響率の資料となります。1ページ目は、ランクごとの推移でして、昨年度の最低賃金の引き上げが全国平均0.1%であったことから、どのランクにおいても影響率は下がっていますが、逆に未満率は高くなってきております。

2ページ、3ページは、都道府県別の未満率と影響率になりますが、2ページは令和2年最低賃金に関する基礎調査結果、3ページは令和2年賃金構造基本統計調査課の結果となっております。

2ページをご覧いただくと神奈川の未満率は東京よりも低くなっていますが全国平均よりも高い2.3%となっております。

影響率で見ますと、神奈川は8.8%で青森、宮崎、秋田に次いで4番目に高い数値となっております。

3ページの賃金構造基本統計調査でも、影響率は3.8%と青森に次いで高くなっていることがお分かりいただけると思います。

資料5の(4)は、時間当たり賃金分布となります。

14ページと15ページがAランク一般労働者のグラフ、27ページと28ページのグラフがAランクの短時間労働者のグラフとなります。一般労働者と短時間労働者の賃金分布図を見比べていただくと、Aランクのどの局においても短時間労働者は最低賃金近傍に多く張り付いている状況がお分かりいただけると思います。

資料5の(5)は最新の経済指標の動向となります。後ほどご確認いただければと思います。

資料5の(6)は、小委員会における委員からの追加要望資料となります。こちらの4ページ、5ページに「パートタイム労働者の1求人票あたりの賃金額の表がございます。4ページが募集賃金平均額、5ページが募集賃金下限額となっております。

令和3年4月時点で神奈川の平均額、下限額ともに、東京を抜き、全国で一番高い金額になっています。

続きまして、資料8の(1)から8の(6)は、全国および神奈川の経済、雇用情勢を示す最新の資料となっております。

資料8の(1)の月例経済報告をご覧くださいますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」としています。

資料8のそれ以外の資料につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

戻りまして、資料番号4の(7)の「最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理」をご覧ください。

これは最低賃金引上げの影響について、統計データや実証研究等を利用して、多角的に検証するレポートを整理した資料となっております。

3ページに「最低賃金の引上げが雇用に与える影響」に関する記述がございます。

最低賃金引上げの雇用への影響については、日本の実証研究では、評価が分かれており、雇用への有意な負の影響が見られないとする研究もある一方、女性や高卒の若年男性等の一部グループに対して有意な負の影響が見られるとする研究もあります。

なお、少なくとも統計データからは、最低賃金の引上げがマクロの雇用指標である失業率や有効求人倍率に負の影響を及ぼしていることは確認できない、としています。

最後に、資料9をご覧ください。

これは委員の方からの追加要望のありました県内の雇用・経済状況の資料となります。

時間の都合もありますので、簡単にご説明させていただきます。

1枚おめくりいただくと資料目次になります。

それでは初めに1ページをご覧ください。右下にページ数を打ってございます。

雇用保険の年別推移となります。赤色で示した雇用保険の受給者実人員は、リーマンショック後の平成 21 年から減少傾向にありましたが、令和 2 年は 35 万 5 千人と前年より約 6 万人増加しています。2 ページは月別のグラフとなっており、受給者実人員は昨年 9 月をピークに徐々に減少してきているのがお分かりいただけると思います。

次に 3 ページ、4 ページが有効求人倍率のグラフです。

有効求人倍率が突出して低い、左端の 2002 年は、2001 年 9 月の同時多発テロによりアメリカがマイナス成長に転じ、これにより世界経済が減速し、いわゆる世界同時減速と言われた年で、次にリーマンショック後の 2010 年には 0.41 倍にまで減少、その後上昇傾向にありましたが、昨年はコロナによって 0.87 倍にまで落ち込みました。

月別で見ましても、赤色で示した神奈川県の実効求人倍率は 1 年以上 1 倍を下回っている状況が続いていますが、本日発表された 6 月の有効求人倍率は、0.80 倍で、前月から 0.02 ポイント上昇していき、雇用情勢は、求人が底堅く推移しておりますが、緩やかな持ち直しの動きがみられます。

青色が全国の数値で、本年 6 月の数値が記載されておきませんが、これは本日、厚生労働本省から発表がありましたので、口頭でお伝えいたします。

本年 6 月の全国の実効求人倍率は、1.13 倍で、前月に比べて 0.04 ポイント上昇となっております。

5 ページが完全失業率の年別推移でリーマンショック後から減少傾向にありましたが、昨年は 2.9%まで上昇しました。

6 ページ、7 ページが神奈川県における完全失業者及び完全失業率の推移で、6 ページが年別、7 ページが四半期平均となっております。

7 ページをご覧くださいと、昨年の 7 月から 9 月の平均から失業者数、失業率ともに減少していることがお分かりいただけると思います。

8 ページ、9 ページが企業倒産件数と負債額の推移になります。

9 ページの月別のグラフを見ますと、本年6月に前月より増加しましたが、前年同月比では減少しており、国や自治体、金融機関による各種支援が倒産の抑制につながっている要因の一つと考えられます。

10 ページ、11 ページは当局が取り扱った雇用調整助成金の申請件数等で青色が令和2年、赤色が令和元年の比較のグラフとなっています。

令和2年度の申請実績は、コロナの影響により前年よりも激増しています。

12 ページが解雇等見込み労働者数の月別のグラフで、赤色が神奈川県、青色が東京都の数値になっておりまして、昨年9月をピークに減少に転じましたが、昨年12月から一進一退を繰り返している状況となっています。

13 ページが最低賃金の引上げに向けた中小企業等への支援事業の実績、14、15 ページが神奈川県におけるきまって支給する現金給与額と最低賃金額との比較、16 ページ以降が事業所及び従業員の推移、産業分類別割合等となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

最後に資料12をご覧ください。

この度、非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議を受け、8月から業務改善助成金が拡充されることになりました。

プレスリリースの裏面にその概要をお示ししてございます。

赤字が新設や拡充される項目となります。

当局としましても、各団体あてに広報誌、ホームページ等の掲載等による周知依頼のほか、広く周知を図ることとしております。

私からの資料説明は以上となります。

【会 長】

ただ今の説明について質問がございましたらお願いします。

【各委員】 〈質問なし〉

【会 長】

よろしいでしょうか。

それでは地域別最低賃金の改定につきましては本審が終わりました後、専門部会を開きましてそこでご審議をいただくということになります。

専門部会の委員は、前回の審議において、従来どおり9名とすることとされております。

委員任命の状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

神奈川県最低賃金専門部会の委員につきましては、前回の第413回審議会にて、各側3名ずつ計9名とする旨決定されましたので、最低賃金法第25条第3項に基づき、7月2日から7月15日までの間、関係労使からの推薦に関する公示を行いましたところ、労働者代表委員、使用者代表委員ともに、定数の各3名の推薦がありました。また、公益委員については、本審の5人の委員の皆様と御相談させていただきました。

専門部会委員は局長が任命することになっており、総合的に判断し、資料7の名簿のとおり、9名の方を任命させていただきましたので、ご報告申し上げます。

【会 長】

次に、本年度の神奈川県最低賃金の在り方について、労使双方の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

最初に労働側委員からお願いします。

【林委員】

はい、本年度の審議のスタートに当たりまして、よろしく願いいたします。

労働側の基本的な意見表明をさせていただければと思っております。

まず、1つは先ほどご説明いただきました、目安答申についての受け止めでございます。今年度の目安答申、公益の見解による採決で全ラック同額28円という説明がございました。

そしてこの公益見解を示されるに当たって、公益の現状認識と示されているものが大きく4点ございます。

1点目は、3要素と言われております賃金・生計費・通常の支払い能力の3要素ですけれども、いずれかに重点を置くことなく、3つの観点から勘案して最低賃金を決定すべき、というのが1点目です。

2点目が、通常の支払い能力の解釈でございますが、正常な経営をしていく場合に「通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力」であって、「個々の企業の支払い能力ではない」という解釈、そして公益委員としては、「特定の産業のみの賃金支払い能力」に焦点をあてることは適当でないというのが2点目です。

そして3点目が、去年は感染拡大直後の審議でございまして、経済・雇用への影響が不透明でした。示されたデータや指標もコロナ前のものであって、目安の参考とするには慎重な検討が必要であったと、今年は感染拡大から1年以上経過し、経済・雇用への影響もデータ・指標に表れてきています。コロナの感染状況について予断を許さないものの、ワクチン接種が開始されており、少なくとも昨年とは異なる状況になっていること。

最後に4点目、このような状況から今年是有額の目安を示せる状況である、という認識が示されていると聞いております。

そして答申に示されている7項目を踏まえて、全ランク同額の目安が示されたと理解しています。

これを踏まえまして、私ども労働側の最低賃金審議会の対応でございますけれども、先ほどご説明した中賃の公益委員の方々の現状認識「昨年と今年の違い」等については、前回7月2日の審議会での労働側の意見として申し上げたとおりで同じ認識でございます。

そして、ワクチン接種が進むことによる経済や雇用情勢そして暮らしなどを含めた社会の回復が期待される状況にあると思っております。

従いまして、目安答申が示された考え方をもとに、神奈川県においてもセーフティネットとしての役割を果たす最低賃金の引上げを行うべき議論が必要であると思っておりますので、目安答申の受け止めと審議に臨む考え方として表明させていただきたいと思っております。

どうぞ本年の審議もよろしくお願ひしたいと思っております。

【会 長】

ありがとうございました。

次に使用者側委員をお願いします。

【上谷委員】

はい、先ほど賃金室長から中賃の目安の説明がありました。

なかなか荒れた審議になったようですし、中賃の公益委員の方も大変ご苦労されたことと思いますけれども、他の都道府県の状況を聞いてみますと、なかなか厳しい状況にあるなと思っています。今日の天気も荒れ模様ですが、よろしくをお願いします。

今、林委員の方から中賃の公益委員見解に対する林委員の見解があったわけですが、中賃の公益委員見解に対して私の見解を述べさせていただきますと、やはり7項目あるんですけれども、一つ一つ疑問に思うところ、それから納得できないもの、解釈できないものが非常に多いなと感じております。中賃でも他の都道府県でも使用者側がいつも主張しているのですけれども、やはりコロナの影響で二極化しておりますので、平均の議論をするのは適当ではない。まさにコロナの直撃を受けている業種が最低賃金の引上げの影響を受けるところは重視すべきだと思っております。

企業にとって今の経営状況が非常に厳しい中で、神奈川県雇用の状況も非常に厳しくなっています。昨年の中賃は目安を示せないという段階だったんですけれども、その前提として雇用の維持が最優先であるという文言が明記されております。

1年を経て神奈川県において雇用の状況が大変厳しい状況がまだ続いている。中賃の中で雇用が第一優先という文言自体が今年の答申の中から消えておりますが、雇用に関する言及もあり、使用者側からも雇用に関する主張は出ています。神奈川県も現状を踏まえて今後議論をさせていただきたいと思っています。

ちなみにですね、6月23日付けですが、神奈川県黒岩知事と川口労働局長の連名で、神奈川県内の5経済団体に対して雇用に関する要請をいただきました。その中でやはり神奈川県雇行情勢は非常

厳しいという現状認識が示されておりまして、全く同じ認識であるということも含めて議論をしていきたいと思っております。

以上です。

【会 長】

ありがとうございました。

次に、神奈川県特定最低賃金の改正及び決定の必要性の有無について、まず事務局から説明をお願いします。

【事務局：監察監督官】

それでは、まず局長から諮問させていただきます。

【局 長】

では、諮問させていただきます。

〈局長から会長へ諮問文手交〉

【会 長】

ただ今、局長から諮問を受けました。事務局は諮問文の読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

(諮問文朗読)

【会 長】

では、諮問に関して、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

7月26日、特定最低賃金について2件の改正申出と4件の新設申出がありました。

資料10に一覧にしてありますので、ご覧ください。

まず、改正が、塗料製造業と鉄鋼業、共に労働協約ケースで合意比率は3分の1を超えているということです。

次に決定についてです。件名を略称させていただきますが、電気機械、一般機械、電線・ケーブル、自動車の新車小売の4件で、一般機械のみ公正競争ケース、他は労働協約ケースです。

労働協約ケースの合意比率はすべて2分の1を超えています。したがっていずれも昭和61年中賃答申の「新産業別最低賃金の運用方針」に示されている要件に合致しております。

公正競争ケースは「事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹労働者について最低賃金を設置することが必要であることを理由とする申し出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表するものにより行われるものであること」とされ、合意比率が概ね3分の1以上の場合、要件該当として取り扱うこととされています。

本件の一般機械についても35%ですので、要件に合致していると認められます。

新産業別最低賃金の運用方針では、特定最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申し出が行われた場合、原則として当該決定等の必要性の有無について、最低賃金審議会に意見を求めることとされています。

従いまして、本日2件の改正と4件の決定につき、その必要性の有無について、最低賃金審議会の意見を求めるために諮問させていただいたものです。

なお、神奈川県の特定期最低賃金は7業種ありますが、自動車整備業については、合意比率が申出要件を満たさなかったとして申し出はされておられません。

【会 長】

ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

【各委員】 〈質問なし〉

【会 長】

特定最低賃金に関する諮問につきましては、運営規程第3条に基づく特別小委員会で審議いただくこととなります。今後の日程等について、事務局から調整方よろしくお願いします。

事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

【事務局：賃金室長】

この後の当面の予定を申し上げます。

本日は、本審議会閉会后、休憩時間をはさみ、横浜第2合同庁舎8階にあります神奈川県労働局の大会議室において、引き続き第1回専門部会を開催させていただきます。

また、次回の審議会に関しましては専門部会の審議状況によりますが、現時点では8月4日（水）午後1時30分から第415回審議会を開催させていただくことを予定しております。8月4日の会場は、神奈川県労働局が入っております横浜第2合同庁舎の1階共用第2会議室となります。なお、審議状況により変更される可能性もありますので、その際は事前にご連絡いたします。

【会 長】

そのほか、何かご質問はございますか。

なければ以上をもちまして第414回神奈川県最低賃金審議会を閉会します。

〈 閉 会 〉